平成２３年（フ）第２６８８号
横浜市南区宿町１丁目28番地　第２住吉ビル401
債務者　船木　　實
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４０号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷487番地９
破産者　水出　準一
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
釧路市入舟５丁目２番６号
破産者　有限会社田村漁業
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４７０号
埼玉県富士見市水谷東３丁目47番10号
破産者　有限会社早乙女土建
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９４号
千葉県成田市花崎町538番地
破産者　株式会社夜壱
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１９５号
千葉県成田市不動ケ岡98番地４　308号室
破産者　秋谷　隆幸
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１６３１０号
東京都八王子市楢原町308番地の４
破産者　有限会社成徳開発
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６５号
静岡県富士市長通71番地の１　パストラル21―108号、前住所静岡県富士市松岡1223番地の１
破産者　河野　哲也
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第８５号
静岡県富士市大淵2411番地の11
破産者　橋本　正臣
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第８６号
静岡県富士市大淵2411番地の11
破産者　橋本　静野
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７９５号
岡山市北区玉柏1452番地
破産者　有限会社岡北運輸
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６１号
広島市中区西十日市町３丁目30番地
破産者　株式会社西日本養生館
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９号
釧路市文苑１丁目10番21号
破産者　有限会社文苑マイカーセンター
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１４４号
釧路市黒金町13丁目１番地10
破産者　有限会社丸徳小田原書店
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６２３号
秋田市飯島鼠田４丁目５番26号
破産者　有限会社東北塗装工業
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１号
福島県郡山市大槻町字普門寺坦北15番地の４
破産者　おもだか建設株式会社
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
千葉県銚子市双葉町５番地の２
破産者　株式会社銚子シヨツピングセンター
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７４６号
横浜市西区高島２丁目11番２号スカイメナー横浜907号
破産者　株式会社山六
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６５号
金沢市湊１丁目55番10
破産者　株式会社伝長
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７５号
長野県中野市大字吉田485番地ロ
破産者　国母ミート株式会社
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
岐阜県大垣市中野町４丁目86番地の５
破産者　株式会社エステック
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
静岡県浜松市中区千歳町60番地
破産者　有限会社レモン
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係